

新中健第3472号  
令和元年9月19日

中央区自治協議会長 様

中央区健康福祉課長  
(高齢介護担当)

新潟市老人デイサービスセンター指定管理者申請者評価会議委員の推薦について (依頼)

日ごろ、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市老人デイサービスセンター施設の管理運営につきまして、現指定管理者の指定が令和2年3月31日に期限を迎えるにあたり、令和2年4月1日以降の指定管理者を改めて指定する必要があります。

つきましては、指定管理者候補者の選定にあたり、地域の代表として貴自治協議会の委員から意見等をいただきたいため、健康・福祉の分野を担っている第2部会から、部会長をご推薦賜りたく、依頼申し上げます。

記

- 1 会 議 名 新潟市老人デイサービスセンター指定管理者申請者評価会議
- 2 開 催 日 時 第1回 令和元年10月16日 (2時間程度 別途調整)  
※現指定期間についての外部評価や業務仕様書案等の事前確認を行います。  
第2回 令和元年10月下旬 (2時間程度 別途調整)  
※申請者の評価を行います。
- 3 委 員 報 酬 13,000円 (日額, 所得税込)
- 4 注 意 事 項 被推薦者が、民間法人, 社会福祉法人, NPO法人等団体の役員をされている場合は、別途ご連絡ください。
- 5 添 付 資 料 新潟市老人デイサービスセンター指定管理者申請者評価会議開催要綱

〈お問合せ先〉

中央区役所 健康福祉課  
高齢介護担当：神田・遠藤・木伏  
TEL：025-223-7216 (直通)  
FAX：025-223-7151

## 新潟市老人デイサービスセンター指定管理者申請者評価会議開催要綱

### (目的)

第1条 新潟市老人デイサービスセンターの管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市老人デイサービスセンター指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 評価会議は、新潟市老人デイサービスセンターについて、候補者を選定するにあたり必要な意見聴取及び意見交換を行うものとする。

### (委員構成)

第3条 評価会議は、外部の有識者（学識経験者、地元有識者など）による委員をもって構成する。

2 会長は、委員の互選により決定する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

### (評価会議)

第4条 評価会議は、申請者による事業計画等のプレゼンテーション及び意見交換会で構成し、必要に応じて事前に施設視察等を行う。ただし、候補者選定を非公募で行う場合は、この限りでない。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員及び学識経験者等を評価会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にし、あらかじめ別に定める評価項目に基づいて、総合的に評価するものとする。

### (会議の公開)

第6条 評価会議におけるプレゼンテーションは原則公開とする。ただし、申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。

2 評価会議における意見交換会は非公開とする。

### (守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第8条 評価会議の庶務は、中央区健康福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

(新潟市老人デイサービスセンター早川町、鏡淵、ひばり、本町及び新潟市老人憩の家ひばり  
荘指定管理者申請者評価会議開催要綱の廃止)

2 新潟市老人デイサービスセンター早川町、鏡淵、ひばり、本町及び新潟市老人憩の家ひばり  
荘指定管理者申請者評価会議開催要綱(平成26年6月10日施行)は、廃止する。